

かかりつけ薬局の機能

日本薬剤師会

常務理事 笠井 秀一

● 医薬分業における課題 ●

わが国の医薬分業は、薬物療法における安全確保と質の向上を目的として、分業元年といわれる昭和49年よりこれまで、その定着に向けて国民の理解を得ながら着実に進み続けています。日本薬剤師会では、処方箋の受け入れ体制の整備を図るとともに、患者さんが使用する薬剤の一元管理を的確に実施するため、「かかりつけ薬局」の活用を推奨してきました。現在、全国の保険薬局における処方箋の応需状況（平成25年度）は、処方箋受取率が平均67.0%、処方箋枚数が年間7.6億枚にまで達していますが、その一方で、①日本薬剤師会が目指してきた医薬分業の姿（かかりつけ薬局・薬剤師による面分業）とはほど遠い現状にある、②医薬分業の意義・目的が国民に十分伝わっていない、③医薬分業のメリットを国民が実感できていない、といった課題も指摘されています。

平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針）では、「かかりつけ薬局の推進のため、薬局全体の改革について検討するとともに、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や医師との連携による地域包括ケアへの参画を目指す」など、調剤報酬における対応を含めた「患者さん本位の医薬分業の実現に向けた見直しを行う」ことが明記されました。繰り返しになりますが、いうまでもなく医薬分業は医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し医療の質の向上を目指すものであり、医薬品の患者さんへの重複投薬の防止や相互作用による副作用発生の未然防止等、医薬品の安全使用を確保することと、多剤投与を未然に防止し医薬品を効率的に使用することを目的に推進されてきました。にもかかわらず、なぜこのような医薬分業に対する課題が聞こえてくるようになったのでしょうか。

分業元年といわれた昭和49年の医療費改定以前から、国は、医薬分業を推進するための様々な法的整備を行ってきました。その一つとして昭和35年の旧薬事法改正において薬局の役割が明記されました。「この法律で『薬局』とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう」と規定されました。しかしながら、昭和49年までは従来の薬局で

調剤が実施されることはほとんど無く、薬局は専ら一般用医薬品の供給業務を主な生業としてきました。そのため、処方箋が発行されだしても医療用医薬品の薬局での備蓄問題等、従来の薬局の処方箋受け入れのための基盤整備が十分に整っておらず、満足な調剤が行えない事態が起こってしまいました。そこで、院外処方箋の受け皿として、従来の薬局とは異なる、調剤を専門に行う薬局が新たに医療機関の隣接地にできてきました。その結果、街中に調剤を行う薬局と行わない薬局が存在することとなりました。医薬分業が進んでいく過渡期、調剤専門薬局も医薬分業の進展に一定の役割を果たしてきましたが、どうしても特定の医療機関の処方箋応需に偏ってしまい本来の薬局の役割が患者さんに理解してもらいにくい状況になってしまいます。

●「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」の役割の明確化●

これらの状況に鑑み、この度、日本薬剤師会では地域において住民・患者さんから求められる「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」の役割について、改めて明確にすることにしました。まず、医薬分業における「かかりつけ薬剤師」と「かかりつけ薬局」の役割を次のようにさせていただきました。

わが国の国民皆保険は、患者さんのフリーアクセスを担保しつつ、誰もが安心して医療を受けることができる制度として、半世紀以上にわたり実施されてきました。しかし、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制、いわゆる（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。医薬分業は、薬物療法における安全性・有効性を確保するためのシステムであり、特に地域包括ケアシステムのなかで、患者の安全確保と医療の質の向上を図るためには、患者さんから選ばれた「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」が、かかりつけ医を中心とする多職種と連携しながら、その責務を果たしていく必要があります。

さらに「かかりつけ薬剤師」と「かかりつけ薬局」の関係については、考え方の整理として次のように規定しました。

かかりつけ薬剤師とは、患者さんが使用する医薬品について、一元的かつ継続的な薬学管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応できる資質を有するとともに、地域に密着し、地域の住民から信頼される薬剤師を指します。

そして、かかりつけ薬局とは、地域に必要な医薬品等の供給体制を確保し、その施設に従事する「かかりつけ薬剤師」が、患者さんの使用する医薬品の一元的かつ継続的な薬学管理指導を行っている薬局を指します。

また、地域の住民・患者さんからのニーズに的確に応え、「かかりつけ薬剤師」として選ばれるために備えるべき資質を次のように定めました。

- ① 地域の住民から医薬品等に関する相談を親身になって受け、そのニーズを把握することができる

- ② 常に自己研鑽に励み、最新の医療および医薬品等の情報に精通している
- ③ 地域医療連携に不可欠な地域の社会資源等に関する情報を十分把握している
- ④ 薬事・保健衛生等に関する地域の社会活動、行政活動等に積極的に参加し、地域包括ケアシステムの一員として活動できる
- ⑤ 医薬品等の使用についての的確な情報提供や指導を行うことができ、また、適切にかかりつけ医等へ受診勧奨等を行うことができる
- ⑥ 医薬品の一元的かつ継続的な薬学管理指導を行い、処方医に対して薬学的知見に基づき疑義照会を行うなど、かかりつけ医と連携して、患者に安全で安心な薬物治療を提供することができる

とさせていただきます。

さらに、平成28年の調剤報酬においてもかかりつけ薬剤師・薬局に関わる評価が行われました。

基本的な考え方としては、患者さん本位の医薬分業の実現に向けて、患者の服薬状況を一元的・継続的に把握して業務を実施する、かかりつけ薬剤師・薬局を以下のように評価します。

- ① 患者さんが選択した「かかりつけ薬剤師」が、処方医と連携して患者さんの服薬状況を一元的・継続的に把握したうえで患者に対して服薬指導等を行う業務を薬学管理料として評価する
- ② ①の評価に加え、地域包括診療料、地域包括診療加算等が算定される患者さんに対してかかりつけ薬剤師が業務を行う場合は、調剤料、薬学管理料等に係る業務を包括的な点数で評価することも可能とする
- ③ かかりつけ薬剤師が役割を發揮できる薬局の体制および機能の評価するため、在宅訪問の実施、開局時間、相談時のプライバシーへの配慮等の要件を見直す
- ④ 患者さんが薬局における業務内容およびその費用を理解できるよう、かかりつけ薬剤師を持つことの意義、利点等を含め、患者に対する丁寧な情報提供を推進するとされました。

この他に、これまで日本薬剤師会では医薬分業のエビデンスとして、薬局における処方箋の疑義照会調査を行ってまいりました。平成27年度の調査では、調査を行った薬局で受け付けた処方箋において2.56%の割合で疑義照会が行われ、そのうち、約75%の割合で処方変更が行われました。現状においてこの割合ですから、本来の医薬分業の趣旨である、かかりつけ薬局における一元的、継続的な薬学的管理が行えた場合にはこの疑義照会の発生率はもっと上がるのではないかと考えます。当然、疑義照会が完全に精査されることによって薬局は医薬品の安全使用に貢献することができます。どうか国民の皆様方におかれましては、より安心してお薬を飲んでいただくために、信頼のおける薬剤師がいる、かかりつけ薬局を見つけていただきたいと思います。また、病院薬剤師の皆様におかれましては、地域包括ケアに向けて薬局薬剤師の役割への理解を深めていただくとともに、ご指導ご協力を賜ることをお願い申し上げます。